

令和 7 年度

第 1 2 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 3 月 27 日 (金)

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和7年度 第12回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和8年3月27日(金) 午後3時
会 場 上越市市民プラザ 2階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

1番 長井	3番 竹原	7番 滝沢
8番 小山	10番 五十嵐	11番 笠原
12番 長瀬	17番 高波	18番 田鹿
19番 中嶋	21番 大島	

(2) 農地利用最適化推進委員(18名)

(安塚区) 和栗	松苗	
(浦川原区) 藤村	井部	
(大島区) 小山	高橋	
(牧区) 米川	中川	秋山
(柿崎区) 佐藤	小林	平野
(大潟区) 細谷		
(頸城区) 伊巻		
(吉川区) 常山	石野	
(三和区) 高橋	福原	

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(頸城区) 上原

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎
浦川原区駐在室	主任	中部
大島区駐在室	主任	朝倉
牧区駐在室	主任	樋口
柿崎区駐在室	次長	片岡
	主任	上田
大潟区駐在室	主任	太田
頸城区駐在室	主任	関間
吉川区駐在室	班長	久保埜
三和区駐在室	班長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1 番 長井 8 番 小山

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和7年度第12回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名全員出席であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員18名、欠席推進委員1名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 長井 委員、 8番 小山 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 省略</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。 <u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2101番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、ご説明いたします。 議案書は1頁をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号 2101 番は、貸人の要望による合意解約で、解約後は、地主耕作です。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について></p>
<p>安塚区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について」、利用権設定、番号 2112 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案 (一括契約) に対する意見について」、ご説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案書は 2 頁と 3 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2112 番は、地域計画内の案件で、議案の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><<浦川原区駐在室の議案>></p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></p>

	<p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2517番の1件を上程します。</p> <p>番号2517番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（田鹿委員退席）</p>
議 長	<p>それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明をお願いします。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書は、1頁をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、2頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権設定1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>（田鹿委員復席）</p>
議 長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、番号2501番から2502番の2件を上程します。</p> <p>番号2501番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いします。</p> <p>（田鹿委員退席）</p>

<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p>それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、田鹿委員に関連する耕作者の変更1件を説明いたします。</p> <p>議案書は、3頁をご覧ください。</p> <p>番号2501番は、「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は4頁の「対象農用地等」リストのとおりです。</p> <p>こちらは、効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者を変更するもので、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権移転1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>（田鹿委員復席）</p>
<p>議 長</p> <p>浦川原区 駐在室</p>	<p>続きまして、田鹿委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>田鹿委員関連以外の利用権移転1件を説明いたします。</p> <p>議案書は、3頁をご覧ください。</p> <p>番号2502番も、「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は4頁の「対象農用地等リスト」のとおりです。</p> <p>こちらでも、効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者を変更するもので、「農地中間管</p>

	<p>理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《<u>大島区駐在室の議案</u>》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 2907 番、2908 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号は、農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>議案書は、1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2907 番は、受人の労力不足により合意解約するものであり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。</p> <p>番号 2908 番は、貸人の要望により合意解約するものであり、返還後の利用計画は他者へ貸付予定です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2901番から2904番の4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>それでは、議案書の2頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。</p> <p>番号2901番から2904番は、譲渡人の労力不足により、譲受人へ賃借権を設定するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
滝沢委員	<p>番号2901番、2902番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
高橋委員	<p>番号2903番、2904番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2923番から2929番の7件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定7件をご説明いたします。議案書は、3頁2923番から4頁2929番をご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>></p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3307番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書は1頁、番号3307番の1件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者へ売却です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p><u><議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、番号 3308 番から番号 3311 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。</p> <p>議案書は 2 頁から 4 頁、番号 3308 番から番号 3311 番の 4 件をご覧ください。</p> <p>今回の対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p>
議 長	<p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3706 番から 3712 番の 7 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしく願いいたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、3706 番から 2 頁、3712 番の 7 件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付 4 件、中間管理機構へ貸付予定 3 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3704番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 3頁、3704番の1件をご覧ください。 譲受人の所有する農地に隣接しており、耕作に利便性が良いため、売却するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
長井委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p>
議 長	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3798番から3819番の22件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>それでは、まず「地域計画内」であります、4頁、3798番から8頁、3818番の21件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、9頁から12頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>13頁、3819番の1件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、14頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ですが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4604番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>大潟区 駐在室</p>	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>1頁をご覧ください。</p>

	<p>番号 4604 番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>本件については、私が確認しましたので説明いたします。事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
	<p>《頸城区駐在室の議案》</p>
議 長	<p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 5306 番から番号 5312 番の 7 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 5306 番から、2 頁、番号 5312 番をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付または中間管理機構へ貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5342番から番号5379番の38件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号5342番から、10頁、番号5379番をご覧ください。</p> <p>全38件のうち、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものが14件、解約または解約後の貸付に関するものが15件、所有権を移転するものが4件、新規に貸借権を設定するものが5件です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、お手元に配布しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、積雪のため直接現地を確認することはできませんでしたが、航空写真などの資料を用いて事務局と確認を行い、問題ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、所有権移転の番号5302番および5303番の2件、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号5304番から5307番の4件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区 駐在室</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」所有権移転2件をご説明いたします。</p>

	<p>11 頁、番号 5302 番および 5303 番をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に、利用権設定についてご説明いたします。まず「地域計画内」であります</p> <p>が、12 頁、番号 5304 番から 5306 番の 3 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、13 頁から 18 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>19 頁、5307 番をご覧ください。議案の対象農地につきましては、20 頁から 21 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

	<p><議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について ≥</p>
議 長	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内の番号5301番から5303番の3件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、説明いたします。22頁、番号5301番から5303番をご覧ください。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、現在の耕作者から新たな耕作者に耕作者を変更するものです。 議案の対象農地につきましては、23頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
長瀬委員	<p>旧耕作者と新耕作者の住所が同一ですが、どういうことでしょうか。</p>
頸城区 駐在室	<p>今回の内容は、旧耕作者が新たに法人を設立したことに伴い、個人から法人へ耕作者を変更するものです。また、登記を確認し、本店が旧耕作者と同住所であったことから、そのように表記しました。</p>
長瀬委員	<p>了解した。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 （「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>

議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6213番から6219番の7件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは1頁、6213番から2頁、6219番の7件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付が1件、中間管理機構へ貸付が6件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6212番から6214番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>それでは3頁、6212番から6214番の3件をご覧ください。賃貸借権設定の許可3件です。6212番は、譲渡人が労力不足などのため、譲受人に貸付するものです。</p> <p>6213番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。6214番は、譲渡人の田を自身が代表を務める法人へ貸付けするものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
常山委員	<p>番号6212番から6213番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>

中嶋委員	番号 6214 番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定の番号 6215 番から 6218 番の 4 件を上程します。</p> <p>はじめに、4 頁、番号 6215 番から 6216 番は、中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(中嶋委員退席)</p>
議 長	それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	<p>中嶋委員に関連する利用権設定 2 件を説明いたします。4 頁、番号 6215 番から 6216 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、5 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、中嶋委員に関連する利用権設定 2 件を原案どお

	<p>り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(中嶋委員復席)</p>
議 長	<p>続きまして、中嶋委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>中嶋委員関連以外の利用権設定 2 件を説明いたします。4 頁、6217 番から 6218 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、5 頁から 6 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>はい。10 番五十嵐です。議案第 2 号申請番号 6217 番の受人の住所が埼玉県となっているが、石谷の農地をどのように管理するのか。</p>
吉川区 駐在室	<p>お答えします。住所は埼玉県となっておりますが、元々、石谷集落出身の方でご実家が石谷集落にあります。冬期間は埼玉にお住まいで、春の農作業に合わせて石谷へ来られ、農業を行っていらっしゃいます。</p>
議 長	<p>五十嵐委員、よろしいでしょうか</p>
五十嵐委員	<p>了解した。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8622番から8645番までの24件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書は1頁、番号8622番から8645番までの24件をご覧ください。</p> <p>番号8622番から番号8635番までの14件と番号8642番は、労力不足により、新たな耕作者と契約するものです。</p> <p>番号8636番から8641番までの6件は、新たに法人を設立したことに伴い、契約を変更するものです。</p> <p>番号8643番から番号8645番までの3件は、耕作者の都合により、新たな耕作者と契約するものです。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載したとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8607番から番号8633番の27件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>はじめに、10頁、番号8630番は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、五十嵐委員に関連する案件1件を説明いたします。10頁、番号8630番の1件をご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>この案件は経営基盤強化促進法の期間満了による再契約です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、現地確認につきましては、積雪があることから航空写真などにより現況を確認しました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、五十嵐委員に関連する案件1件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p> <p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、五十嵐委員関連以外の案件26件を説明します。</p> <p>議案書は6頁をご覧ください。</p> <p>番号8607番から番号8621番までの15件は、労力不足に伴い、新たな耕作者と契約するものです。</p> <p>番号8622番から番号8628番までの7件は法人の設立に伴い、契約変更するものです。</p> <p>番号8629番の1件は、労力不足に伴い、新たな耕作者と契約するものです。</p> <p>番号8631番から番号8633番までの3件は、譲受人が経営規模を拡大するため、契約するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、現地確認につきましては、積雪があることから航空写真などにより現況を確認しました。以上です。</p>
--	--

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号 8609 番及び番号 8610 番の 2 件、利用権設定、番号 8616 番から番号 8620 番までの 5 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>三和区 駐在室</p> <p>議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明します。</p> <p>最初に所有権移転です。議案書は 11 頁、番号 8609 番及び番号 8610 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>これら案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。</p> <p>次に利用権設定です。議案書は 12 頁、番号 8616 番から番号 8620 番までの 5 件をご覧ください。</p> <p>これらの案件は契約期間満了による契約の更新です。対象農地につきましては、15 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
笠原部会長	【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和7年度第12回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後3時46分終了